

よこはまシニア通信

## 介護相談員を知っていますか？

第三者的立場で介護施設を訪ね、利用者や家族から施設生活での心配事などの話を聞き、施設との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上に取り組んでいます。

### 介護相談員ってどんな人？

介護相談員として活動するための研修を受けた市民の人です。市内の各区役所に登録され、活動しています。

### どこに派遣されているの？

利用者の生活の場である特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームに派遣されています。

介護相談員を受け入れている施設には、ロゴマーク付きのポスターが掲示されています。  
※受入施設の一覧は市ホームページに掲載

横浜市介護相談員 [検索](#)



【問合せ】健康福祉局介護事業指導課 ☎671-2356 ☎550-3615

## 高額医療・高額介護合算制度の基準額変更について

医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担分の1年間(計算期間:毎年8月~翌年7月)の合計額が基準額を超えた場合、その超えた分が払い戻されます。2018年8月1日以降の利用分から基準額が6段階となります。

### 70歳以上の人の基準額(70歳未満は変更なし)

所得区分	介護合算基準額(計算期間:毎年8月~翌年7月)	
	2018年7月31日まで	2018年8月1日以降
現役並みⅢ	67万円	212万円
現役並みⅡ		141万円
現役並みⅠ		67万円
一般	56万円	
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	31万円	
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	19万円	

【問合せ】神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-001120  
健康福祉局介護保険課 ☎681-5074 ☎550-3614

## 使ってお得！濱ともカード

65歳から使える

65歳以上の方が利用できるカードです。協賛店でカードを提示すると、割引や優待入場などの特典が受けられます。市内百貨店や商店街など、約1,900店舗が協賛店になっています。



### カードの受取は？

- 区役所高齢・障害支援課で受け取れます。(運転免許証や健康保険証など、本人確認資料を持参してください)
- 新たに65歳になる人には介護保険証に同封します。

このステッカーが協賛店の目印です

### 協賛店リストの配布場所

- 各区役所高齢・障害支援課
- 行政サービスコーナー
- 市民情報センター(市役所1階)

ホームページでも検索できます。 [濱ともカード](#) [検索](#)

【問合せ】市コールセンター ☎664-2525 ☎664-2828  
【担当課】健康福祉局高齢健康福祉課

## かがやきクラブ横浜 シニアの祭典 ～より気軽に！より身近に！より楽しく！～

仲間づくり、健康づくりのきっかけとなるイベントです。シニアスポーツを体験したり、健康チェックや老人クラブ活動を知ることもできます。皆さんでお誘いあわせのうえ、来場してください。

【日時】2月27日(木)10時~15時

【会場】横浜文化体育館(中区不老町2-7)

【費用】無料

【内容】



▲スポーツウエルネス吹矢の体験

### シニアスポーツ紹介・体験コーナー

輪投げ、スポーツウエルネス吹矢、ポッチャなど、8種類の体験ができます。

### 健康チェックコーナー (整理券配布時間)

姿勢測定 ①10時15分から②13時から  
筋力余裕度測定 ①10時45分から②13時30分から

### ステージコーナー

ダンスやコーラスなどを披露します。

### 各区老人(シニア・シルバー)クラブ連合会の活動紹介コーナー

### 「かがやきクラブ横浜シニア大学」の受講生を募集します！

申込期間は、4月1日(水)~5月8日(金)で、各区老人(シニア・シルバー)クラブ連合会で受け付けます。募集チラシは、4月から区役所高齢・障害支援課や図書館などで配布します。詳しくは、市老人クラブ連合会へ問い合わせてください。

お知らせ

【問合せ】市老人クラブ連合会 ☎433-1256 ☎433-1257

## 介護保険料の納め忘れはありませんか？

65歳以上の人が対象

介護保険料は介護保険サービスに必要な費用を賄う重要な財源です。介護保険制度を維持していくためには、介護保険料を納付していただくことが大切です。  
※40歳から64歳までの人は、加入している医療保険の保険料(介護分)として納付します。

### ①納め忘れがあると

督促状などをお送りしています。指定期日までに必ず納付してください。

### ②特別な理由がなく、保険料を滞納していると

保険料を納付している人との公平を図るため、介護保険サービスを利用する際、自己負担が多くなる場合があります。

### 1年以上の滞納

サービス費用が一時的に全額自己負担になり、後日申請により保険給付分が払い戻されます。

### 2年以上の滞納

滞納した期間に応じて一定期間、サービス費用の自己負担が3割または4割になる場合があります。また、高額介護サービス費などの支給が受けられません。

また、介護保険サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づき財産差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

【問合せ】健康福祉局介護保険課 ☎671-4254 ☎550-3614